

## 愛媛県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛媛県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に当該コーディネーターを活用することにより、肝炎ウイルス検査陽性者の肝硬変や肝がんへの移行の予防促進など、愛媛県の肝炎対策を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は県とし、知事が指定した医療機関に委託して事業を行うことができるものとする。

### (基本的な役割)

第3条 コーディネーターは、第6条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### (活動内容)

第4条 コーディネーターの主な活動内容は、次の各機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関、その他の医療機関及び検診機関

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等の企画及び参加

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 保健所又は市町の肝炎対策担当部署

ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員等への肝炎ウイルスの検査や治療に関する普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内及び陽性者への受診勧奨
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(対象)

第5条 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関、検診機関、保健所、市町の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス、介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者に所属する者を対象とする。

2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが所属している機関の一覧を作成し、公表するものとする。

4 県は、コーディネーターに対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第6条 県は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町で肝炎対策を担当する者、企業又は団体で健康管理等を担当する者

(2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者

2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

- (3) 肝炎患者等に係る支援制度
- (4) 県の肝炎対策
- (5) 地域の肝疾患診療連携体制
- (6) コーディネーターの具体的な活動事例

3 第1項の規定による認定の期間は、5年とする。

4 県は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

5 県は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証及び認定バッジを返納しなければならない。

- (1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき
- (3) 本人から認定取消の申し出があったとき  
(技能向上及び活動支援)

第7条 県は、コーディネーター連携会議の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県はコーディネーターの活動内容や、所属している医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

第8条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第6条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(認定の更新)

第9条 第6条第1項の規定による認定は、更新することができる。

2 更新に当たっては、第6条第3項の規定による認定期間の満了前3年の間に、コーディネーター養成講習会及び第7条第1項に規定する連携会議またはその他県が認める研修会を受講することを要件とする。

3 前項の要件を満たした場合には、第6条第3項に規定する認定の期間を、更に5年間延長するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事

項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。